官民競争入札等監理委員会
第３３３回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第333回官民競争入札等監理委員会議事次第

日　時：令和８年２月25日（水）10:29～11:05

場　所：永田町合同庁舎１階・第１共用会議室

１．開　会

２．報告について

　〇法務省／刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業）

３．令和７年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況【非公開】

４．公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集結果について【非公開】

５．閉　会

＜出席者＞

（委　員）

石田委員長、石川委員、大見委員、岡本委員、小尾委員、近藤委員、
辻委員、中川委員長代理、中島委員、林委員、前田委員

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○石田委員長　皆様、おはようございます。定刻となりました。第３３３回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

初めに､昨年１２月１１日付で井上委員に代わりまして林委員が御就任されております。御就任後初めての委員会となりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○林委員　御紹介いただきました、連合の林と申します。いろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○石田委員長　よろしくお願いします。

それでは、本日は議事次第のとおり、２から４について御議論いただきます。

このうち、議題３及び４につきましては、御審議いただく内容が総務省における検討段階のものであること、また、率直かつ自由に御意見を交換していただく観点から、官民競争入札等監理委員会運営規則第５条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとします。

それでは、議事次第２の報告について、御審議をいただきたいと思います。

小委員会Ａの１件、「法務省／刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業)」について事務局より説明をお願いします。

○谷口参事官　それでは、「法務省の刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター)」の契約変更について、御説明いたします。資料の１－１を御覧ください。

まず、事業の概要でございますが、山口県にあります刑事施設、美祢社会復帰促進センターにおきまして、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、給食や清掃等の収容関連サービス業務、警備業務などを民間委託するものでございます。なお、本事業は、そもそもＰＦＩ法、それから構造改革特区法を根拠としますＰＦＩ事業として、平成１９年度から令和６年度までの間、実施されておりましたが、令和７年度からは、公サ法に根拠を移し、特定公共サービスとして実施されているものでございます。

契約変更の内容ですが、民間事業者に委託しておりますもろもろの業務のうち、施設維持管理業務に含まれております修繕業務につきまして、国が実施することとするものでございます。

変更の必要性につきましては、資料１－１の２に記載しておりますが、修繕業務の発生頻度は、民間競争入札実施時の見込みよりも低くとどまっておりまして、今後もその状況が続くことが見込まれるとのことでございます。また、美祢センターの収容率は約３割にとどまっておりまして、被収容者の居室等の集約化を図りますと、必ずしもセンター内全ての建物や設備の修繕が必要になるわけではございません。こうした事情によりまして、修繕が必要な時期や箇所につきましては、ほかの施設の状況も見ながら、被収容者の人員の変動に応じて、国のほうで適切に判断することが必要であるということから、修繕業務は国が実施するように民間への委託範囲を変更するものでございます。

具体的な変更箇所につきましては、資料１－２としてお配りしております要求水準書の見え消しのとおりでございまして、施設維持管理業務から修繕業務に係る記載を削除、修

正してございます。なお、資料１－２の要求水準書は実施要項の別添資料でございまして、実施要項本体には修正はございません。資料が大部になるのを避けて、本要求水準書のみをお示ししているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本委員会におきまして御了解いただきましたら、本年４月１日から委託範囲を変更できるよう手続を進めていくということでございます。

事務局といたしましては、今般の契約変更が公サ法の趣旨を損なうものではないと考えておりますが、何とぞ御確認いただければと存じます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○石田委員長　ありがとうございました。

ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻委員　１点だけ確認させてくださいますか。今回委託範囲が狭くなったことによって、受託者が今まで期待していらっしゃったであろうその利益の金額とか、どういうインパクトがあったのかというのは何かデータがございますでしょうか。

○事務局　事務局でございます。御質問ありがとうございます。資料のＡのほうに、契約金額を単年度分で割り出したものを書いてございます。その金額のうち今回削除する修繕業務につきましては、その修正業務分が減額されると法務省のほうから聞いております。

○石田委員長　（通信が混線しているため）辻委員、今の回答でよろしいですか。

もし可能でしたら、チャット機能でコメントをいただけますか。

辻委員が入力されている間に、ほかの委員、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

今の御回答だと、範囲が狭くなることによって、その修繕業務分が減額になるということでよろしいですか。

○事務局　はい、おっしゃるとおりです。

○石田委員長　それについては民間業者は承諾しているということでしょうか。

○事務局　はい。そのように聞いております。

○石田委員長　そのほか、では岡本委員、お願いします。

○岡本委員　私はこの報告案件について異議を申し立てるものではないということを前提に、先立っての小委員会でも申し上げたことと同種のことを申し上げたいと思います。今回修正をされた結果、資料の１－２の要求水準書の達成すべき業務の質に関して、例えば１１ページのところにも結構出てくるのですけども、「不快感を与えない状態にする」いう表現が多くの箇所に出てきます。これが達成すべき水準だと言われると、手を挙げてくる事業者の方々にとっては、少々酷なのではないかと考えます。なぜなら、「不快感」の判断は、その事業者が関与できない状態において判断がされるということになるからです。事

業者にとっては、どの程度業務をすればいいかが判断できないということになります。これは、結構業者から見れば恣意的な印象を与えるという気がします。既にこれは本委員会で了解されている実施要項並びに水準書に書かれていることなんですけども、次回検討されるときには、こういう主観的というか恣意的というか、そういう判断になるような表現というのはやはり好ましくないと私は考えますので、できる限りこういう表現がないような要求水準書ないしは達成すべき業務の質というところに記述していただきたいなと思います。小委員会での発言させていただいことと、同じ趣旨のことを申し上げたいと思います。

　ありがとうございました。

○石田委員長　御意見ありがとうございました。そのようにお伝えください。

○事務局　辻委員からコメント入りました。

○石田委員長　はい、お願いします。

○事務局　辻委員から「民間業者が承諾なさっているとのことで承知いたしました。ありがとうございました。」とコメントをいただきました。

○石田委員長　ありがとうございました。

　ほかに御意見、御質問等ございませんか。

　それでは、小委員会Ａの報告については、監理委員会としては異存はないということにいたします。

　続きまして、議題３及び４は非公開での審議となります。

（中略）

○石田委員長　以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会します。

　ありがとうございました。

――　了　――